

(様式 3 - 1 売買契約書)

魚アラの売買に関する契約書

奈良県中央卸売市場清掃組合（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、奈良県中央卸売市場（以下「中央卸売市場」という。）の事業活動等に伴い発生する再生利用が可能である魚アラ（以下「再生原料」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

(取引内容)

第 1 条 甲は乙に再生原料を売却し、乙は甲に代金を支払うものとする。

(売買単価)

第 2 条 再生原料の売買単価は 1 キログラムあたり〇〇. 〇円（消費税および地方消費税を含まず。）とする。

(契約期間)

第 3 条 契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(収集及び引き渡し)

第 4 条 乙は、契約期間中の中央卸売市場の開場日において、中央卸売市場内の甲が指定した場所に保管された再生原料（血水含む）を甲が指定した時刻に収集するものとする。

2 乙は、収集の都度、甲が前項の場所の管理を委託した者（以下「管理受託者」という。）の立ち会いの下、その重量を計量するものとする。

3 管理受託者及び乙は、前項の計量を行った日時及び重量を記録し、その内容について相互に確認したあと、乙は、当該再生原料の引き渡しを受けるものとする。

4 乙は、第 1 項の収集を一日に一回以上行うものとする。

(代金の支払)

第 5 条 甲は、前条第 2 項により計量した数値を一月ごとに集計し、その値に第 2 条の単価を乗じて得られた額に、消費税及び地方消費税を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、収集を行った月の翌月に乙に請求するものとする。

2 乙は、前項の請求に係る代金を、請求書に記載の期日までに甲の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

3 前項の振り込みに要する手数料は、乙の負担とする。

(売買単価の変更)

第 6 条 この契約に定める売買単価について、次による不利が生じた場合、甲及び乙のいずれかの申し出により双方で協議できるものとする。

(1) 経済界の急激な変化に伴い、流通市場において再生原料の取引価格に著しい変化が生じたとき。

(2) 引き渡しを受けた再生原料の数量が、仕様書に示した年間引渡予定数量と比べて30%以上の増減のある状況が3ヶ月間続いたとき。

2. (1) 及び(2)の申し出は書面により行うものとし、不利である状況を客観的に把握することができる説明資料を添付するものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約に定める業務を第三者に委託してはならない。ただし、乙が飼料製造業者であって収集運搬業務を委託する場合はこの限りではない。

(機密の保持)

第8条 甲及び乙は、文書により承諾を得ることなく、この契約の履行に関連して知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、解除日の1ヶ月前までに相手方に書面で通告しなければならない。

2 甲は乙が次の条項に該当するときは、前項の規程に限らず、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 甲が契約の締結時に提出を求めた書類を提出しないとき。

(2) この契約に定める条項に違反したとき。

(3) 再生原料の買い受けができなくなったとき。

(4) 次の事項に該当したとき。

① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め受注者がこれに従わなかったとき。

⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

3 乙は、前項により契約が解除された場合、売買単価に仕様書に示した年間の引渡し予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。但し、天変地異、同盟罷業、その他不可抗力の理由により再生原料の買い受けができなくなり契約が解除された場合は、違約金を支払う必要はないものとする。

(仕様書の遵守)

第10条 この契約を履行するにあたっては、この契約の条項のほか仕様書に定める事項を遵守するものとする。

(疑義等の決定)

第11条 甲及び乙は、公序良俗に反しないよう本契約を履行するものとし、この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 奈良県大和郡山市筒井町957-1
奈良県中央卸売市場清掃組合
組合長 川井 純司

乙：

(様式 3 - 2 基本契約書)

魚アラの取扱い等に関する基本契約書

※注 この書式は、飼料の製造を行う者と再生原料の運搬を行う者が異なった者である場合を前提としているものであり、飼料の製造を行う者が自ら収集運搬を行う場合は内容を適宜修正して用いることとします。

奈良県中央卸売市場清掃組合（以下「甲」という。）、再生原料運搬業者の名称（以下「乙」という。）及び飼料製造業者の名称（以下「丙」という。）は、甲が乙又は丙と令和 年 月 日付で締結した「魚アラの売買に関する契約書」（以下「売買契約書」という。）により売却する魚アラ（以下、「再生原料」という。）の取扱い等について、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第 1 条 甲、乙及び丙は、中央卸売市場内の美化及び循環型社会の形成に寄与することを目的として、再生原料の取扱い等について契約を締結する。

(契約期間)

第 2 条 契約期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

(業務)

第 3 条 乙は、再生原料を甲が指定した場所で収集し、丙の指定した場所まで運搬するものとする。

2 丙は、乙より引き渡しを受けた再生原料を用いて、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 1 6 号）第 1 1 条及び第 1 2 条に定めるところにより主務大臣等の登録を受けた事業場において飼料を製造するものとする。

(再生原料の取扱基準)

第 4 条 甲は、売り渡す前の再生原料の保管管理を行うにあたり、次の基準を遵守するものとする。

(1) 再生原料と容器包装、食器、楊枝その他の異物及び飼料の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること。

(2) 異物、病原微生物その他の飼料を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること。

(3) 再生原料の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。

2 乙は、再生原料の収集運搬を行うにあたり、次の基準を遵守するものとする。

(1) 異物、病原微生物その他の飼料を利用する上での危害の原因となる物質の混入を防止すること。

(2) 再生原料の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。

(3) 飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること。

- 3 丙は、再生原料を用いた飼料の製造を行うにあたり、次の基準を遵守するものとする。
- (1) 再生原料と容器包装、食器、楊枝その他の異物及び飼料の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること。
 - (2) 再生原料の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。
 - (3) 異物、病原微生物その他の飼料を利用する上での危害の原因となる物質の混入の防止、機械装置の保守点検その他の工程管理を適切に行うこと。
 - (4) 飛散及び流出並びに悪臭の発散その他による生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずること。
- 4 甲、乙及び丙は、第1項から第3項までの基準のほか、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」(昭和28年法律第35号)及び「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインの策定について」(令和2年8月31日付け農林水産省 消費・安全局長通知)で示された「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に定める基準を遵守するものとする。

(実地調査)

- 第5条 丙は、甲より飼料の製造の実施状況を把握するため丙の事業場に赴き調査したいとの申出があった場合は、これを受け入れ調査に協力するものとする。
- 2 前項の調査の結果、飼料の製造が第4条第3項及び第4項の規定に従い行われていないと認められるときは、甲は是正を求め丙はこれに従うものとする。

(再委託の禁止)

- 第6条 乙及び丙は、丙が乙に収集運搬業務を委託する場合を除いて、この契約に定める業務を第三者に委託してはならない。

(機密の保持)

- 第7条 甲、乙及び丙は、文書により承諾を得ることなく、この契約の履行に関連して知り得た機密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

- 第8条 甲、乙及び丙は、この契約を解除しようとするときは、解除日の1ヶ月前までに相手方に書面で通告しなければならない。
- 2 甲は乙及び丙が次の条項に該当するときは、前項の規程に限らず、直ちに本契約を解除することができるものとする。
- (1) 甲が契約の締結時に提出を求めた書類を提出しないとき。
 - (2) この契約に定める条項に違反したとき。
 - (3) 再生原料の買い受けができなくなったとき。
 - (4) 次の事項に該当したとき。
 - ① 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団

員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め受注者がこれに従わなかったとき。
- ⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（疑義等の決定）

第9条 甲、乙及び丙は、公序良俗に反しないよう本契約を履行するものとし、この契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 奈良県大和郡山市筒井町957-1
奈良県中央卸売市場清掃組合
組合長 川井 純司

乙：

丙：